

尾道市就職学生支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 0 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市就職学生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若者の U I J ターンの促進を図るため、広島県外の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業・修了して、広島県内の企業に就職し、本市に移住する者に対し、予算の範囲内において、尾道市就職学生支援事業補助金（以下「就職支援補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、広島県地方就職学生支援事業実施要領（令和 6 年 6 月 1 7 日制定）及び尾道市補助金交付規則（昭和 3 8 年規則第 1 8 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第 2 条 就職支援補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、申請時において別表第 1 及び別表第 2 に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(交付金額)

第 3 条 就職支援補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 就職活動等に要する交通費（以下「交通費」という。）大学等卒業・

修了年度における採用面接に係る1回分の往復交通費の2分の1の額
又は20,000円のいずれか低い額

(2) 本市への引っ越しに要する運送費（以下「移転費」という。）移転費の実費の額又は108,000円のいずれか低い額

2 前項各号の就職支援補助金の交付は、交付対象者1人につきそれぞれ1回に限るものとする。

（交付の申請）

第4条 交通費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、尾道市就職学生支援事業補助金交付申請書兼請求書（交通費）（別記様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、就職の内定を受けた企業での就職開始予定日前1年以内に市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類

(2) 在学証明書

(3) 交通費の領収書

(4) 内定証明書（別記様式第2号）

(5) 移住元の住所を確認できる書類

(6) 就職支援補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 移転費の交付を受けようとする者は、尾道市就職学生支援事業補助金交付申請書兼請求書（移転費）（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類

(2) 卒業（修了）証明書

(3) 移転費の領収書

(4) 就業証明書（別記様式第4号）

(5) 移住元の住所を確認できる書類

(6) 就職支援補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請をした者は、申請を取り下げる場合は、遅滞なく尾道市就職学生支援事業補助金交付申請取下書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、就職支援補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに尾道市就職学生支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号。以下「決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、就職支援補助金の交付を不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における就職支援補助金の交付が不可であるときは、尾道市就職学生支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第7号）により、当該申請者に通知する。

（就職支援補助金の交付）

第6条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定をしたときは、速やかに就職支援補助金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 申請者は、紛失等の理由により決定通知書の再交付を必要とするときは、尾道市就職学生支援事業補助金交付決定通知書再交付申請書（別記様式第8号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しな

なければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 市長は、再交付申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに尾道市就職学生支援事業補助金交付決定通知書〔再交付〕（別記様式第9号）を申請者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第9条 広島県知事及び市長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、就職支援補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、報告を求め、及び立入調査を行うことができる。

2 市長は、申請日から5年が経過するまで、受給者の住居及び勤務地を、受給者に対し住居・勤務地等変更届書（別記様式第10号）の提出を求めることにより定期的に確認し、次条に定める返還の要件に該当する場合は、受給者に対して返還請求手続を行うとともに、広島県にその旨を遅滞なく報告するものとする。

（返還の要件）

第10条 市長は、受給者が次に掲げる返還要件に該当する場合には、尾道市就職学生支援事業補助金返還請求書（別記様式第11号）により就職支援補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして広島県及び本市が認めた場合は、この限りでない。

（1）全額返還の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 虚偽の申請であること、居住又は就業の実態がないこと等が明ら

かとなった場合

イ 交通費の支給を申請する場合は、第4条第1項の規定による申請を行った日（以下「申請日」という。）から1年以内に、要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合

ウ 申請時において既に本市に住民票がある場合を除き、交通費の支給を申請する場合は、申請日から1年以内に、本市に転入しなかった場合

エ 就業日から1年以内に、要件を満たす職を辞した場合（退職日から3か月以内に広島県内に本社又は事業所が所在する別の企業に転職した場合を除く。）

オ 転入日又は要件を満たす就業先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満の間に、本市以外に住民票の異動（転出）をした場合
(2) 半額返還の要件

転入日又は要件を満たす就業先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出した場合
(返還の免除)

第11条 受給者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、尾道市就職学生支援事業補助金返還免除申請書（別記様式第12号。以下「返還免除申請書」という。）に返還免除を証する書類を添えて、市長に就職支援補助金の返還の免除を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上返還免除の可否を決定し、その決定内容について広島県知事の同意を得るものとする。

3 市長は、前項の同意を得た後、返還免除の可否に係る決定内容を尾道

市就職学生支援事業補助金返還免除承認通知書（別記様式第 1 3 号）又は尾道市就職学生支援事業補助金返還免除不承認通知書（別記様式第 1 4 号）により、当該受給者に通知するものとする。

- 4 本市は、就職支援補助金の申請情報、就職支援補助金受給者の就業先情報及び就職支援補助金返還対象者に関する情報について、速やかに広島県に共有することとする。

（その他）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、就職支援補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 5 月 2 0 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	要件
移住元に関する要件	(1) 大学等の卒業・修了年度において、広島県外に本部がある大学等のうち広島県又は条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外に所在する大学等のキャンパスに原則 4 年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費にあつては、卒業・修了見込みであること。 (2) 大学等の卒業・修了年度において、広島県又は条件不利地域以外に継続して在住していたこと。ただし、交通費にあつては、在住していること。
移住先に関する要件	(1) 交通費にあつては、広島県内に本社又は事業所が所在する企業に就職することが内定していること。 (2) 本市に移住していること。ただし、交通費にあつては、大学等を卒業・修了後に前号の内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。
その他の要件	(1) 交通費の支給を申請する場合は、広島県公式就活応援 Go!ひろしま LINE に登録していること。 (2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

	(3) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (4) 広島県又は本市が就職支援補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。
--	---

別表第 2（第 2 条関係）

区分	要件
就業に関する要件	(1) 勤務地が広島県内に所在すること。 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業者でないこと。 (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 (4) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。 (5) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。ただし、交通費にあつては、就業予定であること。 (6) 本市から通勤が可能な地域に所在する事業所等へ勤務する社員として採用されていること。ただし、交通費にあつては、採用予定であること。